

守口市交際費支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、守口市並びに市長及び副市長が市政の推進のため外部と交際する場合に支出する費用（以下「市交際費」という。）に関し、その支出項目等について必要な事項を定めるものとする。

(支出項目)

第2条 市交際費の支出項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 弔慰 香典等に要する費用
- (2) 会費 各種総会、大会等への出席に要する費用
- (3) 渉外 外部との接遇に要する費用
- (4) その他 前3号に掲げるもののほか、次に掲げる費用
 - ア 公用名刺印刷費
 - イ 協賛金等
 - ウ その他市長が特に必要と認めたもの

(支出基準)

第3条 前条に規定する支出項目の対象範囲及び支出金額は、別表のとおりとする。ただし、支出に当たっては、社会通念上妥当と認められる額の範囲内で必要最小限の支出に努めるものとする。

(その他)

第4条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年1月22日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

支出項目	対象範囲	支出金額
弔慰	守口市名誉市民及び守口市有功者	10,000円
	市政に貢献した者	5,000円
会費	市政の推進に関わりのある団体及び個人	会費等の額（額が不明な場合にあつては、その都度決定する。）
渉外	姉妹都市及び友好都市並びに市への来訪者等	社会通念上妥当と認められる額の範囲内で、実費相当分
その他	協賛金等については市政の推進に関わりのある団体で市が賛同できる事業	社会通念上妥当と認められる額の範囲内で、実費相当分

備考 会費については、出席した場合に限り支出するものとする。